

伊賀市自治基本条例見直し検討の進め方

(1) 今年度に改正が必要と思われるもの

①人権の視点を基本理念へ新たに規定

②新市建設計画の終了に伴う条文削除

- ・第26条第1項第1号
- ・第30条第1項第1号
- ・第34条第1項第1号

③新たな視点

・総合計画

平成23年8月の地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなったが、市の最上位計画としての重要性を鑑み、総合計画の策定義務について規定する。

・広域連携

広域的な連携によるまちづくりを推進し、共通する課題を解決するため、相互に連携・協力することを規定する。

④支所に関する規定

- ・第37条（第33条）

(2) 引き続き検討が必要なもの

- ・第4章に関すること
- ・全体の構成、スリム化など

(3) 他の法令等と整合を図る必要があるもの

<参考> 伊賀市自治基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- （1） 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- （2） 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。
- （3） 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

（住民自治協議会の権能）

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- （1） 新市建設計画の変更に関する事項
- （2） 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- （3） その他市長が必要と認める事項

2 以下省略

（地域振興委員会の所掌事務）

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- （1） 新市建設計画の変更に関する事項
- （2） 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- （3） その他市長が必要と認める事項

2 以下省略

（住民自治地区連合会の設置）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

（住民自治地区連合会の所掌事務）

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- （1） 新市建設計画の変更に関する事項
- （2） 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- （3） その他市長が必要と認める事項

2 以下省略

（住民自治活動を補完する行政機関の設置）

第37条 市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。